

令和4年8月9日

保護者様

長崎市教育委員会
健康教育課長
学校教育課長
長崎市立川原小学校
校長 神田 学

児童生徒における濃厚接触者の待機期間の見直しについて

日頃より新型コロナウイルス感染拡大防止への様々なご配慮を賜り、誠にありがとうございます。さて、報道等にもありましたように、濃厚接触者の待機期間が見直されました。

これに伴い、長崎市立各学校においても、児童生徒における濃厚接触者について、次のとおり取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

感染者と同居の家族等が全員濃厚接触者となることや、学校関係者に感染者が判明した場合でも学校が濃厚接触者の特定を行わないことはこれまでと変わりありません。

これからも、学校では感染拡大防止に努めてまいります。ご家庭においても引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 濃厚接触者の待機期間について

○濃厚接触者は、原則5日間の待機期間（出席停止）とする。

○同居家族の感染者が発症した日（無症状者は検体採取日）、または感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として5日間（6日目から登校可能）。

○また別の家族が新たに感染した場合は、その日を0日目として改めて5日間の待機期間（出席停止）となる。

<注意事項>

- ・待機期間中は不要不急の外出を控えること。やむを得ず外出する際は、公共交通機関の利用を避けること。
- ・待機期間は5日間でも、7日間が経過するまでは会食を控えることやマスクを着用すること、毎日の検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を行うこと。

2 学校職員及び児童生徒の感染が判明した場合

○学校教育活動中での濃厚接触者の特定は行わない。

○ただし、学校で感染者と接触（発症2日前から）があった者のうち、感染対策（会話の際にマスク着用していないなど）を行わずに飲食を共にした者等については、出席停止とすることがある（黙食ができていない場合は対象外）。

※出席停止の期間は、原則5日間となりますが、学校において判断します。

担当：教頭 森

☎892-0017